

靖国神社に関する一考察

田 村 譲

はじめに

1. 靖国神社の靈
2. 国家神道と宗教弾圧
3. 戦後の靖国神社
4. 靖国神社の国家護持と中曾根首相の公式参拝

おわりに

は じ め に

靖国神社が、またまた注目された。小泉首相が01年8月15日に、「何が何でも」靖国神社を参拝すると明言したからである。

その靖国神社とは、総面積、東京ドームの2倍の9万9,000平方メートルを擁する東京都千代田区九段北3丁目1番地にある御社である。

東京・九段坂の高さ25メートル・直径2.5メートル・重さ100トンの大鳥居(第1鳥居=1974〈昭和49〉年建立)をくぐり、左右に62基の石燈籠が整然と並んだ参道を行き、(靖国神社創建に尽力した)大村益次郎の銅像を越えて、高さ15メートルの青銅大鳥居(1887〈明治20〉年完成の第2鳥居)を通り、扉の双方に直径1.5メートルの菊の御紋章が付いた神門(靖国神社の正門で1934〈昭和9〉年完成。毎朝6時に拝殿の大太鼓が21回打たれる中開門される)を過ぎたところの中門鳥居(当初は扉がついていた。現在のそれは1975〈昭和50〉年完成)を通り抜けた所に拝殿(礼拝が行われる殿舎。1901〈明治34〉年建立。1989〈平成元〉年に屋根を葺き替えた)があり、明治天皇の短歌が掲げられている。

拝殿の奥に本殿（神靈・神体を安置してある社殿。1872〈明治5〉年建立。1989〈平成元〉年にかつての姿で復元された）があり（拝殿と本殿は回廊でつながっている），そこに祭られているのは「戊辰戦争」「佐賀の乱」「西南戦争」「日清戦争」「日露戦争」「満州事変」「支那事変」（1937年7月7日夜の盧溝橋事件から1945年8月15日の敗戦まで続いた中国との戦争である「日中戦争」の戦前の公称で，その前は「北支事変」と呼称した），そして「大東亜戦争」（太平洋戦争の戦前の呼称）までの246万6,344柱の戦没者たちである（01年7月末現在。この膨大な祭神のすべてが主神＜神社にまつられている神々のなかで，中心となる神＞であるが，ここに靖国神社の他の神社とは異なる特性がある。しかも主神は，無限に増え続けるのである¹⁾ただし「遺骨」や「位牌」はなく，「御靈の記録」として名簿を管理しているにすぎない。内，約213万柱が大東亜戦争での戦没者²⁾）。

本殿のすぐ後ろに1972（昭和47）年に建てられた耐震・防火・防湿設計の鉄筋コンクリート造りの靈璽簿（れいじっぽ）奉安殿があり，それを綴じた「靈璽簿」が納められており，年間参拝者は約600万人といわれている。

靖国神社は神社であるため，墓地や記念碑はない。したがって死亡した人の生前の業績や人柄を忍ぶ場所ではなく，祭る神を畏敬崇拜する場所となる。

靖国神社の境内には大砲や砲弾，それに人間魚雷などの兵器が展示され，境内右奥には遊就館（1882〈明治15〉年に設立された日本最初の軍事博物館）があり，歴代戦争の武器や戦闘機，天皇の錦旗が飾られている³⁾。

1. 靖国神社の靈

そもそも靖国神社は，明治天皇の意向（「明治天皇の深い思召によって」〈靖国神社略誌〉）で，国事に殉じた者の靈を祭る（明治維新の際の戊辰戦争⁴⁾で死んだ官軍の戦没者3,500余柱を慰靈する=幕末の尊皇攘夷の志士の靈魂を祀る）ために，1869（明治2）年⁵⁾6月29日，東京・九段に東京・招魂社として明治政府（兵部省〈明治初期の軍令・軍政機関〉大輔・大村益次郎=長州出身

で日本近代陸軍の創設者。死亡兵制改革に際して 1869 年 9 月暴漢に襲われ 11 月 45 歳で反対派に暗殺される。前姓名は村田蔵六。1893(明治 26) 年西洋式銅像として日本で初めて建てられた) によって設立されたものである。その際、明治天皇は、伊勢神宮、春日大社に次ぐ 1 万石の社領を靖国神社に永代祭粢料として与え、1874(明治 7) 年自ら参拝する等異例の優遇をした。これが、後の合祀臨時大祭への天皇参拝として慣例化する。その後、1879(明治 12) 年に現在の名称に改称して(『靖國』には『国を平安〈安の字は靖に通ずる字〉にし、平和な国をつくり上げる』という明治天皇の気持ちが込められている」といわれている)、(旧)別格官幣社⁶⁾となつた⁷⁾(2001 年は創建から 132 年目、同神社は、戦歿者遺族を中心とする献金によって維持されており、年間予算は約 20 数億円である)。

ところで官幣社とは、明治以後宮内省が幣帛(神に奉納する物の総称)を供進した神社をいう。その神社には、大社(伊勢大神宮・明治神宮・熱田神宮・櫛原神宮・出雲大社・石清水八幡宮・住吉神社・三島神社等)・中社(賀茂神社・住吉神社等)・小社・別格官幣社(天皇の忠臣を祭る特別の神社で小社と同格。醍醐天皇の命を受けて鎌倉倒幕の兵を挙げ、執権北条氏の大軍と戦った楠木正成公を祭る湊川神社、楠木正行を祭る四条畷神社、後醍醐天皇を隠岐島から迎えた南朝の忠臣名和長年公以下一族 42 名の英魂を祀った鳥取県西伯郡名和町の名和神社、毛利元就を祭神とする豊栄神社等、多数ある)の別があつたが、官幣社は、主として皇室崇拝の神社及び天皇・皇親・功臣を祀る神社を意味した(もとより第 2 次大戦後この制度は廃止された)。

さて、靖国神社の靈とは、軍人・軍属あるいは軍の命令で戦争に参加して戦死した者(戦没者)に対して、軍が決定し、天皇の裁定で靖国神社に祀られた者なのである。つまり、天皇に命をささげた人が「神」になるという、戦意を奮い立たせる「思想的装置」の意味合いがあったわけである(そのため戦没者個人の意思は無視された)。

すなわち、天皇に命をささげた(戦死)かどうかが靖国神社への合祀の条件⁸⁾

で、吉田松陰（寅次郎）・橋本左内や坂本竜馬・高杉晋作・頼三樹三郎・真木和泉守・清川八郎・中岡慎太郎ら明治国家建設の礎を築いた幕末の志士らも1887（明治20）年ごろから合祀されているが、原爆の犠牲者や空襲で死んだ一般国民はもとより、戊辰戦争での徳川方（会津白虎隊等）や維新の元勲・西南戦争の西郷隆盛側は、天皇に刃向かった国賊・反政府の烙印を押され、合祀の対象から外されている（まさに、「勝てば官軍、負ければ賊軍」である）。

また、病死した軍人は、「特旨をもって合祀」された。つまり、病氣で死んだ兵士は本来「犬死」であり、靖国神社の祭神になる資格はないのだけれど、天皇の特別のお恵みをもって神さまに祀るのだという意味である。弾に当たって戦死した戦没者と病氣で死亡した戦没者との間には、はっきりと差別（区別）があるのである⁹⁾。

さらに、1912年9月13日、明治天皇崩御の時、夫妻で殉じた乃木希典大将や日露戦争の英雄、東郷平八郎元帥らも戦死でないことから祭られていない。

なお、合祀者の中には、軍の命令でその場を離れることができず亡くなった人も含まれており、例えば、沖縄戦で戦没した「ひめゆり部隊」「白梅部隊」など7女学校部隊の女子学生や沖縄から疎開先の鹿児島に向かう途中に撃沈され死亡した「対馬丸」の小学生や従軍看護婦、それに敗戦直後の1945（昭和20）年8月20日、進攻してきたソ連軍の動向を日本に打電し続け、自決殉職した樺太（現サハリン）真岡（まおか）の女子電話交換手らが、勇敢に戦った¹⁰⁾陸軍軍属（軍隊における非軍人。旧陸海軍では、軍に所属する文官と文官待遇者のほか、技師・給仕などをいった=大辞林）として1955年から1960年代にかけて祭られた（その他は満州開拓団員や防空活動従事中の警防団員らである。なお現在女性祭神は5万7,000余柱）。

対外戦争の場合は、日本国籍のあることが条件となった。ただし（旧）植民地の朝鮮や台湾の人々で日本軍人として戦死した場合は、遺族の意思と無関係に合祀された（現在、朝鮮出身者2万1,181柱、台湾出身者2万7,863柱が合祀されている。なお、韓国政府当局者は01年7月17日、太平洋戦争で旧日本

軍に駆り出された朝鮮半島出身者の遺族が靖国神社への合祀をやめるよう求めている問題に関連して、靖国神社に合祀されている韓国人の位牌の返還を日本政府に公式要請する方針を明らかにした)。

このように靖国神社は、アーリントン墓地¹¹⁾と異なり、死してなお差別（区別）しているのである。すなわち、靖国神社は明治憲法下の天皇を神とする政教一致の国家神道体制（天皇とその祖先神への崇拝を国家が強要した体制）の下での、軍国主義と侵略戦争推進の精神的支柱としての役割を果たしたわけである。なかでも靖国神社は内務省所管の一般の神社とは違い、1887（明治20）年から陸・海軍省所管（共同管理）となり（ただ、収入の多くは国民の寄付やお賽錢で賄われていた）、文字通り、一般の神社行政の枠外に置かれた別格の軍事的宗教施設であった（祭神の選定は、戦前は陸・海軍省が行った）。そのため、国民は死んで（天皇のため名誉の戦死）靖国神社に祭られることを美德と教えられ（「九段の桜花と散る」ことを誓わされ）、信仰のいかんにかかわらず参拝を強制された（天皇のために戦死した戦没者は、生前の行跡や業績にかかわりなく、国によって神として祀られ、現人神である天皇の礼拝を受けるという「無上」の「榮誉」を与えられたのである）¹²⁾。

つまり靖国神社は、第2次大戦の敗戦まで、天皇を現人神としてその政治的権威を宗教に基づけた教説及び制度の総体である国家神道の体系中、その軍国主義的、侵略主義的側面を代表する施設であったこととなる。¹³⁾

2. 国家神道と宗教弾圧

そもそも神道とは、外来信仰である仏教に対して形成された概念であるが、もともとは日本民族固有の伝統的な宗教的実践と、それを支えている生活態度から発生し、祖先神・氏神・国祖神の崇拝を中心として形成され、大和朝廷によって国家的祭祀として制度化されたものである。その後、仏教や儒教の影響を受けながら、兩部神道・伊勢神道・吉田神道・垂加神道・復古神道など多くの神道理論が生まれている。

国家神道とは、皇室と国家を中心とする神道で、明治維新期に国家権力の保護により、神社神道と皇室神道が結合して成立したものであり、幕末の復古神道、特に平田派国学者の思想を背景に、かつ天皇制イデオロギーと国家主義思想をその理念としている神道である。

すなわち維新政府は、成立直後の1868（慶應4）年3月、「諸事御一新・祭政一致」を打ち出し、神仏分離令を公布して廢仏毀釈を推し進め、翌1869（明治2）年7月には官制改革で神祇官を設けて太政官の上におくことになる。そして神祇官は皇室の祭祀をつかさどるとともに、全国の神社・神官を支配下におさめ、のちに官幣社・國幣社・府藩県社・町村社・郷社の社格を定めるのであった。

こうして神道の国教化を目指した明治政府は1870（明治3）年1月3日に、大教（神仏習合を排除から佛教・儒教と区別するために用いられた神道を意味する用語）宣布の詔を発布するとともに、神產（巣）日神（かみむすひのかみ）・高御產（巣）日神（たかみむすひのかみ）・玉積產（巣）日神（たまつめむすひのかみ）・生産（巣）日神（いくむすひのかみ）・足產（巣）日神（たるむすひのかみ）・大宮壳神（おおみやのめのかみ）・御食津神（みけつかみ）・事代主神（ことしろぬしのかみ）などの八神（はっしん）や天神地祇（てんじんちぎ＝天の神と地の神。高天原〈たかまのはら〉に生成または誕生した神々を天神、初めから葦原中国〈あしはらのなかつくに〉に誕生した神を地祇とする=大辞林）及び歴代皇靈を宮中（皇居の中）三座の神殿に祀り、天皇崇拜を国家神道の核とすることを示すのであった。

さて、神道を国教とする政策そのものは、近代化政策の推進や文明開化の気運の高まりのため成功しなかった。だがその後、天皇家の始祖（皇祖）である天照大神を祭る伊勢神宮を頂点とする国家神道が形成されてゆくとともに、明治政府が、神社を国家の祭祀（さいし=祭典・まつり）としたため「神道は宗教にあらず」として、国家神道だけが他の宗教を超えた特権的地位を持ち、超宗教的なものとなり、それは第2次大戦終了まで続いた。

その結果、同じ神道でも、天理教・金光教・黒住教などの13の宗派は、教派神道として認可を受けて存続が許され、また靈友会・成長の家をはじめとする他の宗派は、国策に同調するように教義を変更することを条件に宗派として認められるにすぎなくなった。

そうした国の政策に同調しなかった大本教（1935年不敬罪で幹部逮捕〈第2次弾圧¹⁴⁾〉、天理本道、ひとのみち（1935年に不敬罪容疑で結社禁止¹⁵⁾）・創価教育学会（1930〈昭和5〉年に創価教育学会を創設した牧口常三郎初代会長は獄死¹⁶⁾、1946年1月獄中から解放された2代会長の戸田城聖は創価教育学会を創価学会と改称して再建）などの宗派は、内務省により解散を命じられ、幹部は治安維持法違反等で投獄された¹⁷⁾。

もとより他の宗教、例えばキリスト教も事実上国家神道に屈服を余儀なくされ、侵略戦争に協力を強いられた¹⁸⁾。

そして敗戦、GHQのポツダム宣言第6項及び第10項に基づく指示（「政府による神道〈国家神道、神社神道〉の保護、支援、保全、監督、及び弘布の廃止に関する総司令部覚書」）により戦前の神道は解体され、戦後神道は、一宗教として国家権力から離れ再出発をすることとなった（なお、日本の宗教は、国家神道系（伊勢神宮。46年神社本庁と本庁に属さない神社に分かれる）、教派神道系（出雲大社教・天理教・金光教・黒住教・御岳教・神道修正派・大成教・扶養教等）、仏教系（日蓮正宗系・日蓮宗系・天台宗系等）に大別される）。

3. 戦後の靖国神社

戦後、靖国神社は、上のGHQによる国家神道の廃止命令（1952年のサンフランシスコ平和条約の発効で失効）によって、「(1)国家との関係を断つて宗教施設として存続する(2)宗教色のない戦没者追悼の記念碑的施設にする」との2つの道の選択を余儀なくされた。その結果靖国神社は(1)を選択、宗教法人令（昭和20年勅令第718号）上の単立の宗教法人となる¹⁹⁾。

その後、戦前の教訓と反省のうえにたって制定されたのが、現憲法の恒久平

和と信教の自由・政教分離の原則であるが、靖国神社は、1952（昭和27）年1月の宗教法人法（昭和26年法律第126号）による宗教法人（都知事認証の私的な宗教法人）となる。

しかし、その教義、祭祀、儀礼は戦前と異なるところはなく、同神社の靈璽（みたましろ）は神鏡と神剣であるが、副靈璽（そえみたましろ）として天皇の軍隊の忠死者若しくは戦争協力者を靈璽簿（れいじほ）とよばれる名簿（和紙の帳面で現在2,000冊以上にのぼっている=もとは祭神簿といわれ、これには祭神の氏名、戦没年月日、場所、本籍のある都道府県、軍における所属、階級、位階、勲等などが記入されている²⁰⁾）に記して（記名することが重要とされている）祀る神道上の宗教施設にほかならない。

さて、講和条約締結（占領政策終了）後の1956（昭和31）年4月、遺族会からの「戦没者靖国合祀」の要望を受け、援護行政を所掌する厚生省（現厚生労働省）引揚援護局（当時）は、各都道府県に対して戦没者の靖国神社合祀の協力を要請するところとなる。その際の祭神の選考は厚生省と都道府県が、戦傷病者戦没者遺族等援護法と恩給法の適用を受ける戦没者を対象に行い、祭神の合祀は靖国神社が行うというかたちで続けられた。つまり厚生省から送付された「祭神名票」により、靖国神社は新しい祭神として合祀を実施したのである²¹⁾。その途中、1953（昭和28）年から恩給法改正など一連の法改正が重ねられ、その結果、連合国による極東軍事裁判（東京裁判）に関連する死亡者も年金や恩給の対象となった（一般戦没者の遺族と同様に、「戦犯」の遺族にも遺族年金・弔慰金・扶助料などが支給され、さらには受刑者本人に対する恩給も認められた）。

それを受けた靖国神社は、1959（昭和34）年4月に最初の「戦犯」の合祀を行い、1978（昭和53）年10月には（翌年4月明らかになる）、「連合軍の形ばかりの裁判によって、一方的に“戦争犯罪人”という《ぬれぎぬ》を着せられ無残にも命を絶たれた」²²⁾との認識で、密かに極東軍事裁判で有罪判決を受けA級戦犯で絞首刑になった東条英機元首相、板垣征四郎陸軍大将、土井原（どいはら）賢二陸軍大将、松井石根（いわね）陸軍大将、木村兵太郎陸軍大将、武

藤章陸軍中将、広田弘毅（こうき）元首相ら7人と、獄中で死亡した5人及び平沼騏一郎元首相ら未決で病死した2人の計14人²³⁾を「昭和受難者」²⁴⁾として合祀した。その理由は、「53年の援護法改正で、いわゆる戦犯刑死者と遺族は（遺族年金などで）一般戦没者と同様の待遇を受けられるようになった。戦犯刑死の方々は法的に復権され、靖国神社は当然合祀する責務を負った」²⁵⁾（靖国神社機関紙）ということであった²⁶⁾（これに対して厚生労働省は、「国は遺族援護のために戦犯刑死者を公務死と認定したのであり、靖国のいう『復権』とは関係ない。合祀は神社が決めることだ」と反論している—2001年8月11日付『朝日新聞』。なお現在、1,000人以上のA・B・C級戦犯が合祀²⁷⁾されている）。この事実も、遺族側²⁸⁾にもしばらく伏せられた。また、靖国神社の1978年のパンフレットには、「日本民族がその総力を挙げ平和のために戦った大東亜戦争が、戦い利あらずして矛を収めてから、はや35周年を迎えます」とあり²⁹⁾、靖国神社遺品館においては、祭神として「東条英機之命」の遺品と遺墨が堂々と展示されている。

4. 靖国神社の国家護持と中曾根首相の公式参拝

宗教法人の一つに過ぎない靖国神社であるが、1969年に自民党は、靖国神社を内閣総理大臣が監督する機関と位置付け、その儀式や行事に必要な経費を国費で負担するという内容の靖国神社法案を発表した。同法案は、1974年の衆議院で強行採決されたが、政教分離の原則などを定めた憲法に反するとの理由から参議院で廃案となる（これによって参議院は良識の府といわれたが、それはまた、二院制が正常に動いた一局面でもあった）。法案不成立の代わりに自民党内から浮上したのが閣僚の参拝である。

だが政府は、宗教施設への閣僚の参拝について、憲法20条の政教分離の原則から「大臣の資格で参拝することは違憲の疑いを否定できない」との見解をとり、玉ぐし料を公費で出すことも、憲法89条が宗教組織の便宜、維持のための支出を禁じていると解釈していた。それゆえ靖国神社に参拝した歴代首相³⁰⁾

は、その点に配慮し、75年の敗戦記念日に初めて参拝した三木武夫首相は、「(1)公用車を使わない(2)玉ぐし料を私費で払う(3)記帳に肩書をつけない」など「私的」を強調し、78年の福田赳氏首相も、内閣総理大臣と記帳したが、玉ぐし料は私費で払って参拝した(これに関して同年10月参院で安倍晋太郎官房長官が「首相が私人の立場で神社に参拝することは自由である。閣僚の場合、警備上の都合などから、私人としての行動の際にも公用車を使用している。記帳に肩書を付すことも慣例として用いられている」と答弁している)。

しかしこの年(78年)の10月、前述のように靖国神社にA級戦犯14人が合祀され、それが翌79年4月に明らかになって、問題はさらに複雑化する。「戦争犯罪人を祀った施設への閣僚の参拝は、日本が戦争の反省をしていない証拠」との非難が、かつて日本軍が侵略した中国や韓国をはじめとする近隣諸国からあがつたためである。これを受けて翌80年11月、衆院で宮沢喜一官房長官が「総理大臣が国務大臣の資格で参拝することは憲法20条との関係で違憲の疑いを否定できない」と答弁するところとなる。

こうした中の84年8月、(海軍士官として敗戦を迎えた後、総理就任後、「日本人としてのアイデンティティーの確立」を強調、「戦後政治の総決算」を掲げ、国際社会における「政治大国」への道を模索していた)中曾根康弘首相は、藤波孝生官房長官のもとに私的懇談会(「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」(靖国懇))を設置した。同懇談会は翌85年8月、「行為の態様が、宗教との過度の癒着をもたらすことなどによって政教分離原則に抵触することがないと認められる適切な方式を考慮すべきである」と結論づけ、「何らかの形」で、首相、閣僚の公式参拝を検討すべきだと報告書³¹⁾をまとめるとことなつた。

これを受けて中曾根首相は、戦後40年の節目のこの年、「さもなくしてだれが國に命をささげるか」といって自らの強い意向で公式参拝(拝殿において「内閣総理大臣中曾根康弘」と記帳)をする。この日、1985(昭和60)年8月15日、中曾根首相は、武道館での全国戦没者追悼式に参列し、時間調整を行つた後、神門から拝殿までの参道で並んで待つていた遺族らが拍手をする中、靖国神社

の荒木禰宜宮司の先導で、第2次中曾根内閣・第1次改造内閣（1984〈昭和59〉年11月1日改造）の藤波孝生官房長官と増岡博之厚生大臣を従えて、海外出張中の2人の閣僚を除いた全閣僚18人と一緒に（4人のボディーガードをともない³²⁾），戦後初の公式参拝を挙行するのであった（一部にパフォーマー中曾根康弘の面目躍如との嘲笑が生まれた）。

ただ、憲法違反との批判を避けるために、「お祓い」³³⁾も受けず、「二拝二拍手一拝」の神道形式もとらず、本殿で「黙禱のうえ深く一礼」する方法で、玉ぐし（木綿〈ゆう〉または紙をつけて神前にささげる、榊の枝）奉奠に代えて、供花代の名目で3万円を公（国）費から支出するという方策をとることとなる。

参拝後、中曾根首相は「内閣総理大臣の資格で参拝した。いわゆる公式参拝」と明言し、その直後の軽井沢セミナーでは、「これが戦後政治の総決算だ。過去のことではなく、21世紀へ向けての前進の体制をつくる」と述べたが、その後、激しい抗議運動が中国・韓国などで起こり、翌年、後藤田正晴官房長官が、「靖国神社がA級戦犯を合祀していること等もあって、昨年実施した公式参拝は近隣諸国の国民の間に批判を生み、過去の戦争への反省と平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生まれるおそれがある」との談話を発表、公式参拝は見送られたという経緯をたどるのである（首相の公式参拝は、これが戦後唯一の例）。かわりに、個人として訪れる「私的参拝」という形が定着し、終戦の日を避けて参拝したりするのが慣例となった。

その後91年9月には、公式参拝に違憲判断を下した岩手靖国訴訟の仙台高裁判決が確定、96年7月29日、（日本遺族会の会長や「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」会長を歴任していた）橋本龍太郎首相が（事前に公表することなくくただし遺族会等には、『終戦記念日や春、秋の例大祭は見送るもの、それ以外の機会に私的に参拝する』との意向が前もって伝えられていた）誕生日に私的に参拝する。参拝後、橋本首相は、「いとこはあそこに帰ってくると言つて出撃した。大祭とか終戦記念日は避けて、誕生日という私的な日を選んだ」と、個人的な行為であることを強調した。しかし、靖国神社にA級戦犯が合祀

されていることを理由に中国政府が遺憾の意を表明。中曾根首相の場合と同様、翌年の参拝は見送られた。

さらに99年8月には野中広務官房長官が記者会見で、A級戦犯を分祀し³⁴⁾、純粹な特殊法人とする案を示す中、2000年7月に自民党の「靖国問題に関する懇談会」が発足する等の動きがあった。

おわりに

自民党総裁選で靖国神社参拝を明言した小泉首相は、01年5月10日、国会の答弁で、公式参拝について「憲法に違反しない」とした上で、「制度化されたものではなく、あえて公式参拝として行うかどうかは、戦没者の遺族の思いや近隣諸国の国民感情などを総合的に考慮し、慎重かつ自主的に検討して判断したい」と強調するも、「犠牲となった戦没者に敬意と感謝の誠をささげる思いに変わりはなく、その思いを込めて個人として参拝するつもりだ」とも述べ、私的な立場で参拝するとの見解を示すところとなる。

当然のことながら小泉首相の靖国神社参拝に関して批判が起こった。³⁵⁾ 01年6月29日、太平洋戦争で旧日本軍に駆り出された韓国や米国に居住している韓国人の元軍人・軍属とその遺族計252人が、戦争で受けた損害計24億円余の賠償などを国に求める訴えを東京地裁に提起、原告の一部は、戦死した親族の靖国神社への合祀は「自らの意思に反する人格権の侵害」としてその停止など(55人が合祀停止、66人が遺骨返還、16人が生死確認)を求めた(靖国神社への合祀取りやめを求めた提訴は初めて)。原告側が当面靖国神社を訴えなかったのは、「76年までは厚生省が作った名簿をもとに合祀が決まっており、合祀は国と靖国神社の共同作業だ」と認識したことである(靖国神社側は「いったん神様になられた方は取り下げられない」としている)。

また、中国の江沢民国家主席は01年7月10日、中国を訪問した自民、公明、保守の与党3幹事長らと会談し、日中関係について「中国人民が抗日戦争や日本軍国主義で受けた傷は大きい」「歴史問題はきちんと対応しなければならぬ

い。火をつけると直ちに大きな波風を起こす可能性がある」と述べ、間接的な表現ではあるが、小泉首相の靖国神社公式参拝や歴史教科書など歴史認識をめぐる問題に懸念を示し、日中関係について「1998年の日中共同宣言（1998年11月26日、来日中の江沢民国家主席と小淵恵三首相が21世紀に向けての新しい枠組みとして発表した日中共同文書。正式には「平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する共同宣言」）に沿って問題解決に当たり、新しい関係をつくっていきたい」と指摘した³⁶⁾。

唐外相は、「問題はA級戦犯だ。A級戦犯は戦争責任を負っており、A級戦犯が合祀されている靖国に一国の指導者がお参りするのは受け入れられない。一国の首相の行動は国家意思の表明だ」と、85年の中曾根康弘首相（当時）の公式参拝で日中関係が悪化した例を挙げて反対を表明し、小泉首相の慎重な行動を求めた。

これに対して日本側は「我が国政府の歴史認識は、98年の日中共同宣言に示されている通りだ」と強調し、首相の靖国参拝は戦争を肯定するのではなく、慰霊のためと理解を求めた。さらに自民党の山崎拓幹事長、保守党の野田毅幹事長はA級戦犯を靖国から分祀する必要性に言及し、公明党の冬柴鉄三幹事長は「根本的な解決は国立墓地設立ではないか」と語った。

帰国した与党3幹事長からこうした報告を受けた小泉首相は01年7月11日夜、首相の靖国神社参拝について「熟慮してみる」と答えたが、その小泉首相は、“熟慮に熟慮を重ねた”末の8月13日の靖国神社参拝となるのである。

注

- 1) 靖国神社の主神（靖国神社に合祀され神となった国民）の内訳

明治維新前後の内戦	7,751人
西南戦争ほか	6,971人
日清戦争	1万3,619人
台湾出兵ほか	1,130人

北清事変（義和団事変）	1,256人
日露戦争・韓国鎮圧	8万8,429人
第1次世界大戦・シベリア出兵	4,850人
濟南事変（山東出兵）など	185人
満州事変	1万7,175人
日中戦争（靖国神社は「支那事変」と呼称）	19万1,218人
太平洋戦争（靖国神社は「大東亜戦争」と呼称）	213万3,760人
合 計	246万6,344人

備考

1. 01年7月末現在（なお、98年8人、99年には4人、00年は12人が合祀された。合祀からもれていたことが明らかになったためである。そのためこれまで合祀がゼロとなつた年はない）
2. 内、女性5万7,000余柱
3. 内、朝鮮出身者2万1,181柱・台灣出身者2万7,863柱

(2001年8月12日付『東京新聞』—「サンデー版」)

- 2) 先の大戦（日中全面戦争となった1937年以来）での戦没者（政府見解）—310万（正確な数字は不明。これに対して米・歴史家ジョン・ダワーは、『敗北を抱きしめて』（ピュリツァー賞受賞）の中で、「日本政府は、こうした悲惨な事柄については、事実を明言せずにすまそうとしている」と批判している）。
 - 軍人軍属230万人（そのうち60%は広い意味での餓死（藤原彰『飢え死にした英靈たち』—青木書店））。
 - 外地での一般の日本人30万人。
 - 空襲等による日本国内での死者50万人。
 なお、日本が被害をもたらしたアジアの犠牲者2,000万人といわれている。
- 3) 拝殿の前を右に折れると遊就館があり、西側に靖国会館、その西隣は駐車場がある。この駐車場は元の「招魂斎庭」である。招魂斎庭は、「神靈を本殿へ奉祀（ほうし=神仏・祖先などをつつしんでまつること）するに先立って、予め御魂を招き奉る斎場（ゆにわ=斎くい）み清めた所。祭りの庭）」である。この斎庭は1874（明治7）年、現在の社務所の場所に設けられたが、1938（昭和13）年にこの地に移し、戦中、戦後合祀の際の斎場とした。その面積は約2,300平方メートル、清砂を敷き詰め、中央に浄域を定めていた。

案内板には、「昭和20（45）年11月20日、斎庭に天皇陛下の行幸を仰ぎ奉り当神社史上最大の臨時招魂祭が斎行された。昭和60（85）年、斎庭のうち浄域のみを縮小保存し、大部分を駐車場として使用するにあたり、当神社史蹟の一環として変遷を記し、後世に伝えるも

のである」とその由来が刻まれている。

いま駐車場はアスファルトで固められ、斎庭の面影はない。一番奥に「招魂斎庭」と刻まれた碑と小さな淨域があるだけだ。「みたま」を招く庭が現在は駐車場になっているのである。「何万、何十万、いや何百万もの戦死者たちの『御魂』が招き寄せられた庭が、土地の有効利用のため、駐車場となっている。それはきわめて戦後的な光景」(坪内祐三『靖国』(新潮社))である。その奇妙な戦後の光景のなかで、小泉純一郎首相は靖国神社に参拝しようとしていた(2001年7月13日付『毎日新聞』一「余録」)。

4) 戊辰戦争とは、1868年(慶応4年)同年9月8日に明治と改元)戊辰の年に始まった、維新政府軍と旧幕府側との間の1年半(16か月)余にわたる内戦をいう。

すなわちこの年、正月(1月3日)の京都・南の入り口「鳥羽・伏見」(鳥羽から5キロ東の京都真南・淀川の河港)の戦い(鳥羽離宮後の城南宮を占拠していた薩摩・長州連合軍5,000人とそれを支援する安芸藩・土佐藩対伏見奉行所を本陣とする旧幕府軍と会津・桑名藩連合軍15,000人との戦い)に大砲・小銃(アメリカ製スペンサー元込め銃などの新式銃)の装備に優れていたために勝利した政府軍は、4月11日に江戸城を接收(3月14日、政府軍の大総督府参謀西郷隆盛(42歳)と旧幕府陸軍総裁勝海舟(45歳)との会談で江戸の開城が決定)、旧幕臣が組織し、上野にこもる彰義隊(上野戦争=戦火で1,200戸が焼失)はじめ関東各地で旧幕府主戦派を討滅し、さらに奥羽越列藩同盟(5月3日、奥州25藩が同盟を決議、ついで長岡・会津など8藩が加盟)を結んで対抗する諸藩をも長岡戦争(5月19日、戦火で2,500戸が焼失)・会津戦争(8月23日、4,000人の兵力の会津城が3万の兵力の新政府軍に包囲され、飯盛山で白虎隊士20人が自刃、23日、完全包囲された会津藩は籠城を決意、城下では家臣の母、妻、娘達が互いに懐剣で刺し合って集団自決、9月22日会津城開城降伏)で粉碎し、10月にはこれらの藩を服従させることに成功した。

翌年5月18日には、最後の拠点榎本武揚(たけあき、34歳)率いる箱館(函館)五稜郭(日本最初のフランス式築城で5つの突角部(稜座)に砲座を配置した)を陥落させた(無条件降伏)。ここに内戦は終結し、天皇を頂点とする明治絶対主義国家確立への途が開かれたのである(講談社『日本全史』908~909頁)。

5) 前年の1868(明治1)年3月28日に廢仏毀釈(仏法を廃し、釈迦の教えを捨てさる意。「諸事御一新」「祭政一致」をスローガンとする明治維新政府の神道国教化政策によってひきおこされた仏教排斥運動で、各地で仏堂・仏像・経文などが破棄されるという出来事がおきた=大辞林)の前触れであった「神仏分離令」が明治維新政府から出され、宗教界は大混乱となった。

これにより、平安時代以来の神仏習合(日本古来の神と外来宗教である仏教とを結びつけた信仰のこと。すでに奈良時代から寺院に神がまつられたり、神社に神宮寺が建てられたりした。平安時代頃からは本格的な本地垂迹説(ほんじ・すいじやくせつ)=本地である仏・菩薩が、救済する衆生(しゅじょう)の能力に合わせた形態をとってこの世に出現してくる

という説>が流行し、両部神道くりょうぶしんとう=真言宗の立場からなされた神道解釈に基づく神仏習合思想。真言密教で説く胎蔵界・金剛界の両部をもって、日本の神と神、神と仏の関係を位置づけたもの>などが成立した。神仏混淆（こんこう）ともい（=大辞林）の伝統が破壊されるのである。

この運動は、平田派の国学を学んだ神官や村役人らが先頭にたつが、これにより仏法は大打撃を受け、特に民衆に親しい存在であった修驗道（しゅげんどう=山林に修行し、密教的な儀礼を行い、靈験を得しようとする宗教。開祖は役小角（えんのおづの）とされる。山岳信仰に神道・密教・陰陽道（おんようどう）などの諸要素が混成したもの。中世には聖宝を中心と仰ぎ、醍醐寺三宝院を本拠とする真言系の当山派と、増誉を中心と仰ぎ、聖護院を本山とする天台系の本山派が興った=大辞林）が壊滅状態となった。その一方で、天皇の皇祖（始祖）天照大神を頂点とする国家神道が創建されたのである。

また「お伊勢参り」の言葉で庶民の信仰があつかった伊勢神宮は、祭神豊受大神（とようけのおおかみ=とようけびめのかみ【豊宇氣毘賣神】=食物の神。記紀神話では伊弉諾尊（いざなぎのみこと）の孫、和久産巢日神（わくむすびのかみ）の子とされる=大辞林）を全国最高の農業神とする外宮信仰であったが、天照大神を祭神とする内宮信仰に切り替えられたことに見られるように、神道も新しい神を戴くことになるのである（講談社『日本全史』908～909頁）。

なお、明治政府は「諸事御一新」に関して、以下のように告諭している。

「天子（てんし）様は、天照皇太（あまたらすこうだい）神宮（じんぐう）の御子孫様にて、此世（このよ）の始まり日本の主（あるじ）にましまし、神様の御位正一位（みくらいしういちい=神社に与えられる神位の最上位。また、稻荷神社（大明神）の別称）など、國々にあるも、みな天子様より御ゆるし被遊（あそばされ）候（そうろう）わけにて、誠に神様より尊く、一尺の地も一人の民も、みな天子様のものにて、日本國の父母にましませば、御敵対致し候ものは、大名といえども、一命を御とり遊され候ても、いささか申分（もうしぶん）なきは、誠に叡慮（えいりょ）寛大にして、右様（みぎよう）不心得のものあるは、全（まったく）教化の不行届（ゆきとどかざる）故と、勿体（もったい）なくも御反省遊され、会津の如き賊魁（ぞくかい）すら、命を助けたまい、其他荷担の大名は、わずかに減地（げんち）所替（ところかえ）など被仰付（おおせつけられ）、家も知行（ちぎょう）も結構に立（たて）下され候は、此上なき御慈悲（ごじひ）ならずや。

しかるに百姓ども、何の弁別もなく、彼是（かれこれ）騒動いたし候ては、誠に相すみがたきのみならず、いよいよ領主の迷惑となる事なれば、其方どもよくよく此道理をわきまえかならずさわぎ立申まじく候」（新政府の奥羽総督が東北地方の民衆にたいして申した「奥羽人民告諭」）。

すなわち民衆は、天皇の存在さえしらなかつたので、天皇国家の構築に際しては、まず天皇の説明からはじめなければならなかつたが、上の告諭は、その一つであり、同様の告諭が

全国各地に出されたのである。つまり、天皇の権威を民衆に植え付ける手段として信仰(宗教)。特に民衆が強く信仰していた農業の神としての伊勢神宮)の利用が必要であったわけである(大江志乃夫『靖国神社』(岩波新書)66~67頁)。

- 6) 神社の格(社格)は、官幣社・国幣社・府藩県社・町村社・郷社の順になる。
- 7) 陸海軍官房監修『靖國神社忠魂史』第1巻(昭和10年刊)の「刊行に際して」(靖國神社宮司賀茂百樹)は、靖国神社について以下のように記している。

「靖國神社は明治天皇の深き歎慮に依て創建せられた神社であります。長くも忠魂を慰むる為に神社を建てて永く祭祀せしむ、益々忠節を抽んでよ、との御趣旨を體して、當持田安臺と稱した九段坂上に東京招魂社を建てられ、軍務官知官事仁和寺宮嘉彰親王を祭主として、鳥羽伏見役以來の戦死者三千五百八十八人の英靈を鎮祭せしめられたのが、その起源であります。

その後明治十二年六月四日に至り、別格官幣社に列せられると共に、靖國神社の呼び名を賜はったのですが、靖國の社號はその時の祭文に「汝命(イマシミコト)等ノ明(アカ)直(ナオ)キ心ヲ以テ家チ忘レ身ヲ擲(ステ)テ各モ各モ身亡(ミマカ)リニシ其大キ高キ勲功ニ依リテ大皇國(オオミクニ)ヲバ安國(ヤスクニ)ト和食(シロシメ)スコトゾト思ホシ食(メ)スガ故ニ靖國神社ト改ノ稱へ別格官幣社ト定メ奉リテ御幣帛(ミテクラ)奉リ齋(イハ)ヒ祭ラセ給ヒ今ヨリ後彌遠永ニ怠ル事無ク祭給ハムトス」と宣られ給へるに依って欽定せられたものであります。歎慮の程も拜察せられて、誠に畏に極みであります。

明治天皇の歎慮は、素より之等維新の戦死者のみの祭祀に止められず、將來國家防衛のために命を殞(おと)すものは勿論、遡って嘉永六年以來國事に盡瘁し、難に殉ひ節に死するの士をも次々に合祀遊ばされんとする有難き思召でありましたので、明治二年六月以來合祀祭を行はせられること、四十九回、その祭神總柱數は今や十三萬に垂んとして居ります。而して祭神は男女の區別もなく、又階級的に何等の差別もなく祭祀せられてゐるのであります。世には往々靖國神社を以て軍人の殉難者を祀る神社であるかに考えてゐる者があります。之は誤解も甚しいもので、かくては一視同仁の聖徳を瀆し奉るものと云ふべきであります。

茲に祭神生前の官職身分等の大略を挙ぐるも、維新前には公卿・藩主・神職・僧侶・百姓・町人あり、又明治以後には陸海軍人を初として地方官・外交官・警察官・鉄道從業員・從僕・職工等があります。殊に幕末多難の秋に際し男子も及ばぬ壯烈な死を遂げた烈女節婦、その後の戦役事變に殉職した看護婦等現在四十九柱の女性祭神があることを思はゞ、誰が聖徳の廣大無邊なるを思はぬ者がありませう。即ち苟も帝國臣民にして聖慮を奉體し、國家非常の秋に際して二つなき一身の生命を國家の生命に繼ぎ足した者は、貴賤上下・老幼男女の別なく靖國神社に祭祀せられてゐるのであります。又之を祭神の郷里から見ますれば、汎く全國各町村に亘り、已に臺灣朝鮮に於ける同胞も合祀せられてゐるのであります。

かくの如く靖國神社の祭神は階級を超越し、國民を綜合した忠勇義烈の御靈であります。

て、換言すれば實に忠君愛國の全國民精神を表現し給ふところの神であると申すべきであります。

されば靖國神社の祭祀が衰える時は國民の元氣が衰へる時であり、靖國神社の祭祀が盛んなる時は國民の元氣も亦盛んなる時であります。

而も今日吾々がその恩頼によって生き、限りなき皇澤に浴しつゝあるを思へば、靖國神社祭神十二萬八千餘柱の英靈に對して感謝せざるを得ますまい。

乃ち祭神の事蹟を顯彰し、その神となられた瞬間の心を以て全國民の心とするならば、上皇室の御仁澤に對へ奉り、祭神の偉靈を慰め、進んでは天壤無窮の國運を扶翼しまつる所以であると信ずるものであります。」

8) 「戦争または事変において戦死、戦傷死・戦病死若しくは公務殉職した軍人・軍属およびこれに準ずる者」というのが合祀の基準であった。戦前は陸海軍が選定、戦後は、遺族補償や恩給の関係から厚生省（現厚生労働省）が戦争による公務死として認定した「祭神名簿」を通知していたが、憲法の政教分離原則やプライバシー問題・便宜供与など観点から疑義が出され、1986年3月にこれを止め、その後は、靖國神社側が厚生省に照会して、「みたま」を神社において合祀している。

ところで靖國神社の祭神は、はじめは戊辰戦争での「官軍」の戦死者だったが、1888（明治21）年5月の第16回目の合祀から、1853（嘉永6）年6月、アメリカの海将ペリーが軍艦4隻を引き連れ、浦賀に来航したときにさかのぼって、反幕府勢力として死んだ人たちをも祀られるようになった。

そのため、「安政の大獄」（1858〈安政5〉年から翌年にかけ、安政の5か国条約の調印および將軍繼嗣問題に対して激化した尊王攘夷運動派に対し、大老井伊直弼一（1815～1860。江戸末期の大老。近江彦根藩主。將軍の世継ぎ問題で水戸派と対抗、14代將軍に紀州家の慶福くよしとみ=家茂）をつけ、また、1858年、勅許を待たず安政5か国条約に調印した）が行った弾圧。連座者は公卿・志士百余名=大辞林）で刑死した吉田松陰・橋本左内ら8名、さらに1960（安政7）年の桜田門外で井伊直弼を暗殺した水戸浪士らまで合祀されて贈位された。

また1864（元治元）年7月、「朝敵」行為を意味する長州藩による京都の御所に対する武力攻撃を当時の朝廷・幕府側だった会津・薩摩藩等が撃退した、いわゆる「禁門の変」（薩摩・会津両藩が、尊王派を京都から追放した前年の「8月18日の政変」=宮中クーデターに対する起死回生策のため京都に兵を進め、会津・薩摩藩などの兵と蛤御門付近で交戦して敗れた事件=蛤御門の変。その後、長州征討が朝廷と幕府によって敢行された）における長州藩等の死者が合祀され、「官軍」だった会津藩士などは合祀されないという奇妙な現象が生まれることとなった。後、大正になってから、「禁門の変」についてだけ会津藩士などが合祀されたが、これは唯一の例外であって、依然として戊辰戦争での会津藩士が合祀されていない。靖國神社の祭日は、会津藩降伏の11月6日（陰暦9月22日）を正祭としており、こ

の日には、天皇の意思を直接に伝えるために勅使が派遣された。春の大祭の5月6日は11月6日の半年前である。つまり、会津藩最大の屈辱の日が、靖国神社では、戊辰戦争勝利者が「殉国者」を慰める最大の記念日となっていたわけである。そしてそれは明治末までは続いた（小林榮三「靖国神社は死者を「選別」する一小泉首相の“論”に対して」—2001年7月14日付『しんぶん赤旗』）。

すなわちこの事実は、「勝者は敗者の屍骸に合掌して立ち去るのが常であった」「われわれの祖先は、国と国との対立を超えて、異なった宗教の間の相克を超えて、敵味方の冥福を祈つたのである」が、「この崇高な、和（やわらぎ）をいとしむ日本の伝統的精神（武士の流儀＝武士道{日本のよき伝統}）が、明治のころから失われたこととなる（宗教学・中村元－『ジュリスト』85年11月10日号）一つの証左である（2001年8月3日付『朝日新聞「天声人語」』）。

- 9) <http://www.nsknet.or.jp/~yamabuki/yasukuni.html>。
- 10) これに対しては、沖縄戦で、沖縄南部の海岸で米軍から20日間逃げ回り、途中多くの同窓生を失った「ひめゆり」同窓生の1人、石川幸子さん（76）が以下のように述べている（2001年8月10日付『赤旗』）。

「看護動員された女生徒が次々に死んでいきました。『勇敢にたたかった』はとんでもないウソです。同窓生がどれほど無惨に死んでいったかはここ（「ひめゆり資料館」）に一度でもくればわかることです」「私たちは、公民教育でお国のために死ぬこと、死ねば靖国に行けると教わってきました。靖国はそういう戦争動員の象徴なんです。その結果がひめゆりの犠牲です」。

- 11) アーリントン墓地は、バージニア州ワシントン郊外のアーリントン市ポートマック河畔にある国立の墓地で、第27代のタフト大統領、第35代ジョン・F・ケネディー（歴代大統領は故郷に葬られるのが慣例だが、若いケネディは墓所の用意がなかった）や弟のロバート・ケネディ、大統領夫人であったジャクリーン・ケネディ・オナシスらアメリカの国民的英雄の墓や、南北戦争（1861～65）からベトナム戦争までの身元不明の10万人以上の戦死者の遺骨を埋葬している無名戦士の墓がある（ケネディが葬られたことで一大名所となり、申し込みが殺到、そのため軍隊勤務20年以上などの制限が導入された。現在、無名戦士の墓を含めて27万人が葬られている）。

もともとは、反逆者・賊軍の南軍総司令官リー将軍の館の敷地で、リンカーン大統領の北軍政府側も南軍の反政府側も仲良く合祀された。「死者は平等で、立場は異なっても双方とともに愛國者」という考え方からそうされているのである。

その他に1921年に第1次大戦の（身元不明の）無名戦士の墓が、英・仏にならってつくられ、その後、第2次大戦、朝鮮戦争、ベトナム戦争の無名戦士もここに葬られた。

しかしふトナム戦争の帰還遺骨については、科学分析の進歩で身元が確認できるかもしれない、との期待から「無名戦士」と決めてしまうことに遺族らの抵抗が残っており、そのため現在、米軍は身元確認に備えて全兵士にDNAのサンプルの提出を求めている。

同墓地はいかなる宗教も受け入れる(特定の宗教色がなく、どんな信仰でも受け入れ、宗教の自由が保障されている。もちろん無宗教でもかまわない。費用はすべて国費)ため、政府や外国の要人の参拝が盛んに行われているが、87年5月1日(日本時間)、米首脳会談を終えた中曾根康弘首相が鳩子夫人らとともに、スペースシャトル・チャレンジャー惨事の犠牲者の記念碑などに花を供えて冥福を祈り、92年7月1日(日本時間)には、当時の宮沢喜一首相が第1次、第2次世界大戦の無名戦士の墓に献花している。また01年6月17日朝(日本時間)には、田中真紀子外相が献花を行った。日米会談で米国入りした小泉純一郎首相も01年6月29日夜、墓地に直行し、君が代と米国歌が吹奏される中、無名戦士の墓に献花した。

なお同墓地の維持費は陸軍の予算に盛られているが、その大半は、250ヘクタール(東京・多摩霊園の2倍近い)の広大な芝生の手入れに消えるといわれている。

ところで、無宗教・無名戦士の墓という点でいえば、日本の場合、千鳥ヶ淵戦没者墓苑がある。

同墓苑は、第2次大戦中に海外で亡くなり名前が判別できず、遺族に引き渡されなかつた軍人、軍属(無名戦士)のほか、戦禍に巻き込まれた日本人の遺骨が収められている1959年にできた国立の特定の宗教に関係のない墓苑である。同墓苑は、無名戦没者の墓であるだけではなく、すべての戦没者を悼む国立の施設で、外国の要人(75年、エリザベス女王来日の際には同墓苑が検討されたが、靖国神社を主張する側から反発が出て、結局、女王の戦没者慰靈は実現しなかった)をはじめ、天皇や皇族、三権の長(首相、衆参両議院の議長、最高裁長官)を含む政府高官、自衛隊の部隊等が参拝しており、特定宗教と無関係な(国立の非宗教的)施設であるが故に、仏教、キリスト教、新興宗教、その他の多くの宗派による戦没者慰靈と平和祈願のためのセレモニーが挙行されてきた。

同墓苑には、戦没者らの遺骨34万8,406柱が納められている(01年5月現在)。六角堂の建物内の陶棺と、その地下の納骨室が90年に約33万2,000柱で満杯になり、(旧)厚生省は裏手の植え込み部分に深さ約1.8メートルの地下納骨室を増設した。それでも足りず、増設部分を約10倍に拡張し、約6万5,000柱を収容できる地下3階の納骨室を00年3月に完成させた。その増設部分の地上は長方形の石板で覆われただけで、表示はなかったため、遺族の要請を受けて(旧)厚生省は、「納骨室はこちら側にもございますので立入りは御遠慮願います」との木製の立て札を立てた。

しかし、国立とはいえ、直接管掌しているのが(旧)厚生省「国立公園部」や(旧)環境庁「自然保護局」であるように、墓苑とそこでの慰靈行為に対して、国家(日本政府)による明確な歴史的な位置づけがなされていない(民間の募金で植樹もしております、墓苑の沿革にも「全国民の心をこめた墓苑」とうたっている)。

96年5月27日に行われた戦没者を慰靈する(旧)厚生省主催の挙式には、三笠宮寛仁ご夫妻のほか、橋本龍太郎首相(当時)ら政府関係者や遺族代表が参列したが、菅直人厚相

(当時)は「今日のわが国の平和と繁栄の陰に、多くの同胞の尊い犠牲があったことを深く心に刻み、生命を失われた方々を追悼するとともに、恒久平和への願いを新たにするものであります」と式辞を述べている。

12) それは、「その死はただの死ではなく、お国のために命を捧げたる人間の最も尊き死である」「それゆえに国家はこのお父さん方を靖国神社にまつられた」「その亡きお父さんの志を継いでいかねばならぬ」(1936年8月6日、靖国神社の宮司鈴木孝雄大将が戦死者の遺児たちを前に語った言葉)，あるいは「ここにまつてある人々にならって、君(天皇)のため國のためにつくさなければなりません」(戦前の修身教科書)等から明らかである。

つまり靖国神社は、「後に続くぞ」と戦意を高揚させる道具だけで、教育勅語の「一旦(いつたん) 緩急(かんきゅう)アレバ(万一国家に危急の事態が起こった場合には) 義勇(ぎゆう) 公(こう)ニ奉(ほう)シ(正義にかなった勇気を奮い起こし、國家・公共のために尽力する)」の実践の帰結の場であったのである。そして現在、「日本の独立をしっかりと守り、平和な国として、まわりのアジアの国々と共に栄えていくために、戦わなければならなかつたのです」との結論となる(靖国神社ホームページ「やすくにじんじゃ何でもQ&A」より)。

13) こうした構造は、「日本人の生活において長い伝統をもつ靈魂観と祖先崇拜を、巧妙に天皇崇拜と軍国主義に結びつけたもので、靖国神社の事実上の地方分社である各県の護国神社(旧招魂社)は、国民への天皇崇拜と軍国主義を普及・徹底する上で絶大な威力を發揮した」のである(村上重良『靖国神社』(岩波ブックレット))。

ところで軍人恩給(旧軍人・旧準軍人・旧軍属とそれらの遺族に、恩給法により支給される恩給)の受給を拒否してきた元陸軍軍曹 尾下大造(おした・だいぞう)氏は、「無残な死、ひとりその無念思う」と題して、2001年8月7日付『朝日新聞』に、以下の寄稿を行っている。

「1941(昭和16)年、中国でのことだ。私は5、6人の先輩とともに敗残兵の討伐に出かけた。日本兵を恐れて、河川敷のヨシの中に女性や子どもが20人ほど逃げ込んでいた。1年先輩の上等兵が突然、軽機関銃を十数発連射した。悲鳴があがつた。地獄の光景だった。あまりのことに私は思わず「何でこんなことを」と叫んだ。上等兵は言った。「むかむかしたでや」。虐殺、強姦、放火、強奪は日常的にあった。でたらめだった。せめて自分だけはそういうことはしたくなかった。東洋平和のためと言われても、私には日本が悪いことをしているとしか思えなかった。(中略)私は戦後、軍人恩給の受給を拒否してきた。戦争犠牲者は決して私ではない。それはアジアの人々だ。救済すべきはアジアの人々であって、自分が恩給をもらうことには強い抵抗感があった。ほかの人にもらうなと言ったことはないし、言うつもりもないが、自分はもらいたくなかった。

戦死者を靖国神社に神として祀るのも、『死んだら神になる』と言って戦意高揚を図った軍国日本の氣休めでしかない。濠の中で泣き声をあげたために殺された沖縄の赤ん坊、政府がとっくに終戦を決断していた時期に日の丸の鉢巻きをしめて飛び立った特攻兵、何も悪

いことをせずに死んでいった人々は神だ。しかし、殺生を推進した人々が果たして神か。その靖国神社を首相が参拝するという。愚かなことだ。8月15日と日時を決めて参るなどというのは、形式だけの参拝であって本当の慰靈ではない。日本がまだ戦争から足を洗っていないことを内外に示すだけだ。首相はまず、アジアの死者を悼み、沖縄の赤ん坊を悼むべきだ。(後略)』。

14) 大本教事件(神道系宗教の大本教に対する二度の弾圧事件)

大本教は1892(明治25)年，“出口(でぐち)なお”によって開教された新興宗教であるが、大正時代にはいり、理論的指導者の出口王仁三郎(おにさぶろう=なおの娘婿)を中心とした「世直し論」を背景に、特に第1次大戦後に生活難にあえぐ民衆の間に信者を拡大していった。

当然、現実の社会を批判する思想がその根底にあり、必然的に天皇制思想と相いれない要素を持っていたため、勢力拡大に脅威を感じた国は1921(大正10)年2月、幹部を不敬罪、新聞紙法違反等で検挙する(第1次弾圧)。

起訴された幹部らは後の大正天皇崩御による大赦により免訴となるが、大本教は昭和期に入り、不況による社会不安の増大と相まってさらに勢力を拡大していった。同時に、右翼勢力ともつながりを深め、1933(昭和8)年には、以前に一時的に使用していた「皇道大本」という名称に復帰した。

そのため1935年12月8日、再び治安維持法違反、不敬罪による弾圧を受け(信徒3,000余人が検挙され、拷問などで16人が死亡)，関係団体の結社が禁止され、裁判進行中(控訴審・大審院の判決は治安維持法違反は無罪、不敬罪だけが有罪)に、京都府綾部と亀岡にあつた教団本部施設の大半がダイナマイトで爆破され廃墟と化した。その上、教団所有の土地は教団幹部が逮捕拘留中に警察によって売り飛ばされた(第2次弾圧。なお、徹底した大本教と結ぶ革新派軍人のクーデターを警戒する「予防措置」でもあったともいわれている)。

その後、教団はいったん解散したが、1946(昭和21)年に王仁三郎を苑主に迎え、愛善苑の名で再出発、現在は大本と称している。

以下は戦後、鳥取県吉岡温泉において出口王仁三郎が語った言葉である(1945年12月30日付『大阪朝日新聞』)。

「自分は支那事変前から第2次世界大戦の終わるまで囚われの身となり、綾部の本部をはじめ全国4,000にのぼった教会を全部たたき壊されてしまった。しかし信徒は教義を信じつづけて來たので、すでに大本教は再建せずして再建されている。」

…自分はただ全宇宙の統一和平を願うばかりだ。日本の今日あることはすでに幾回も予言したが、そのために弾圧をうけた。

…これからは神道の考え方があわってくるだろう。国教としての神道がやかましくいわれているが、これは今までの解釈が間違っていたもので、民主主義でも神に変わりがあるわけはない。ただほんとうの存在を忘れ、自分の都合のよい神社を偶像化して、これを国民に

無理に崇拜させたことが、日本を誤らせた。

…日本敗戦の苦しみはこれからで、年ごとに困難が加わり、寅年の昭和25年までは駄目だ。いま日本は軍備はすっかりなくなつたが、これは世界平和の先駆者として尊い使命が含まれている。本当の世界平和は、全世界の軍備が撤廃したときにはじめて実現され、いまその時代が近づきつつある」。

- 15) 1936(昭和11)年9月28日に御木徳一(みき・とくはる)が刑事事件で大阪府警察部特高課に検挙され、さらに翌年4月28日(当時、全国の信徒100万人といわれた)には、ひとのみち教団自体が不敬罪(「天照大神は太陽である」であるということ)で結社禁止処分となり、教団は解散、徳一は投獄された。

ひとのみち教団は、1924(大正14)年に、徳一が長男徳近(とくちか)とともに設立した「人道徳光教(じんどうとくみつきょう)」がその前身で、1931(昭和6)年に教団名を「ひとのみち教団」と改称し、1946(昭和21)年、徳近が、ひとのみちの教義をもとに神道色を排除して組織を再編してPL教団を創立するといった歴史を歩んでいる。なお、PL教団は、戦前の弾圧経験から靖国神社国営化に反対している。

- 16) 1943年8月、仏教系新興宗教の創価教育学会が、「天皇神格」否定、「神宮冒瀆」を理由に弾圧されるが、創唱者で1944(昭和19)年に不敬罪と治安維持法違反で拘留中に獄死した牧口常三郎(まきぐちつねさぶろう<1871-1944>=教育家・宗教家。新潟県生まれ。小学校教師になり、「人生地理学」を刊行。「創価教育」を唱え、戸田城聖とともに創価学会の前身である創価教育学会を創設し、「信念の闘士」といわれた)は、取調べにその信仰に基づく信念を以下のように述べている。死をかけて自己の思想信条の自由を貫いた勇気ある行動の例の一つである。

「国家が隣組其他夫々(それぞれ)の機関或は機会に於て国民全体に奉斎せよと勧(すす)めております處の伊勢大廟(たいびょう)から出される天照皇太神(てんしょうこうだいじん)大麻(たいま=伊勢神宮で頒布される神符)を始め明治神宮、靖国神社、香取鹿島(かとりかしま)神宮等其他各地の神宮・神社の神札(しんさつ=神社が発行する護符の一種。神靈やその力を象徴する図像を木や紙などに記したもの。神棚に奉安したり、門・戸口・柱に貼ったりして、無病息災・家内安全などを祈願する=大辞林)、守札(まもりふだ)やそれ等を祭る神棚及び日蓮正宗(せいしゅう)の御本尊以外のものを祭った仏壇や屋敷内に祭ってある例えは荒神(こうじん=民俗信仰の神の一。竈神<かまどがみ>として祀<まつ>られる三宝<さんぼう>荒神、屋外に屋敷神・同族神・部落神として祀る地荒神、牛馬の守護神としての荒神に大別される=大辞林)様とか稻荷(いなり=五穀をつかさどる倉稻魂神<うかのみたまのかみ>をまつった神社。稻荷神社。また、總本社の伏見稻荷のこと=大辞林)様、不動様と言う祠(ほこら=神をまつた小さいやしろ)等一切のものを取払い、焼却破棄しています。(中略)勿論之等の神宮神社仏寺等へ祈願の為参拝することも謗法(ぼうほう=仏の教えをそしり、真理をおろそかにすること。仏教で、最も重い罪とされた)であ

りますから、参拝しない様に、謗法の罰は重いから、それを犯さないように指導して居るの
であります」と。

17) 1935(昭和10)年から39(昭和14)年にかけて不敬(神社不参拝・神棚不祀・宮城遙拝拒否・その他)事件(大本教と天理教系4派は、治安維持法違反ならびに不敬事件・結社禁止)で検挙・起訴された新興宗教とその数は以下のとおりである(日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動 = <http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/rn/senji2/rnsenji2-210.html>)。

「大本教」(皇道大本教団、起訴61名)

「ひとのみち教」(起訴7名)

「天津教」(検挙15名、起訴1名)

「天理本道」(検挙374名、起訴237名)

「天理神之口明場所」(検挙14名、起訴6名)

「天理三輪講」(検挙13名、起訴9名)

「三理三腹元」(検挙18名、起訴10名)

なお、「宗教団体法」第16条(39年3月成立・40年4月施行)は以下のような規定を置いていた。

「宗教団体または教師のおこなう宗教の教義の宣布もしくは儀式の執行または宗教上の行事が安寧秩序を妨げ、または臣民たるの義務に背くときは主務大臣(文部大臣)はこれを制限しもしくは禁止し、教師の業務を停止または宗教団体の設立の認可を取り消すことを得。」

これに関して、司法省の執務資料は、「法律の定むる各種の規定に拠るべきことはもちろんであるがその根本理念はあくまでも民族的信念たる皇道精神に基盤を求めねばならぬと確信する。右の皇道精神とは国家皇室を中心とする臣民道を指すのであって、これと相容れない宗教は必ずや皇国において発展することは出来ないであろう」と記述しているが、実際同条は、そのように執行された。

18) 1940(昭和15)年9月2日、34の教団が参加した日本基督教団を結成、以下のような「基督教各派連合会議に於ける申合せ」が成立していることに端的に表れている。この「申合せ」は、「我等基督者は来る10月17日の皇紀2600年奉祝全国基督教大会を期して各派合同の決意を声明し、直に合同期成に対し全権を委ねられたる準備委員会を設置す」というものであったが、同年10月17日の以下の「皇紀2600年奉祝基督教信徒大会宣言声明(日本聖公会は不参加)」は、日本のキリスト教(プロテスチント各派)が、政府の強硬な権力的統制によって、国家神道に屈伏したことを意味するものであった(大江志乃夫『靖国神社』(岩波新書)53~54頁)。

「神武天皇国を肇(はじ)め給(たま)いしより茲(ここ)に2600年、皇統連綿として弥々(いよいよ=ますます)光を宇内(うだい=天下。世界)に放つ、此の栄(はえ)ある歴史

を思うて我等転（うた=ますます）に感激に堪（た）えざるものあり。本日全国にある基督教信徒相会し虔（つつし）んで天皇の万歳を寿（ことほ）ぎ奉（たてまつ）る。思うに現下の世界情勢は極めて波乱多く一刻の偷安（とうあん=目先の安樂をむさぼること）を許さざるものあり。

西に歐州の戦禍あり、東に支那事変ありて未だ其の終結を見ず。此の渦中にありて我国は能く其の進路を誤ることなく、國運國力の進展を見つつあり。是（こ）れ誠に天佑（てんゆう=天のたすけ）の然らしむる所にして一君万民（ばんみん）尊嚴（そんげん=尊くおごそかで侵しがたいこと）無比（むひ=比べるものがないこと）なる我国体に基くものと信じて疑わず。今や此の世界の変局に処し国家は体制を新にし、大東亜新秩序の建設に邁進（まいしん）しつつあり、我等基督信徒も又之に即応し、教会教派の別を捨て合同一致以て国民精神指導の大業（たいぎょう）に参加し、進んで大政（たいせい）を翼賛し奉り尽忠（じんちゅう=忠義をつくすこと）報國（ほうこく=国恩にむくいるために働くこと）の誠を致さんとす。

このことに関して、1995年6月（戦後50年に際して）中山弘正明治学院学院長（当時）は、「明治学院の戦争責任・戦後責任の告白」と題する以下のような懺悔を行っている。

「私は、日本国敗戦50周年に当たり、明治学院が先の戦争に加担したことの罪を、主よ、何よりもあなたの前に告白し、同時に、朝鮮・中国をはじめ諸外国の人々のまえに謝罪します。また、そのことを、戦後公にしてこなかったことの責任をもあわせて告白し、謝罪します。

敗戦50周年を迎える今日、すぐる戦争の惨禍の実態は、消え去るどころか日を追って一層詳しく明らかにされてきています。『従軍慰安婦問題』、『731部隊』による生体解剖等々、未だにその傷跡は生々しく、生き残った当事者やその親族の苦難の日々は今もなお続いています。

日本国民の犯した戦争犯罪は当然諸外国の人々にも及ぶものであり、キリストの愛の名によって樹てられていた明治学院も、この日本国の中には在った限り、全くその圏外にいることは出来ませんでした。

一般的に私学は、國家権力に対し弱い立場にありました。それにもかかわらず明治学院は建学の精神である「キリスト教に基づく教育」を守ってきた輝かしい歴史をもってきましたが、かの侵略戦争に協力するという罪を犯してしまったことは、主イエス・キリストの御前に言い逃れることができない事実であります。

もとより、私ども後世の、その時代の厳しさを直接体験していない者が、戦時下の指導者たちに『石を投げる』資格はむろんないでしょうし、彼らや組織の全体を裁くことが出来るのは、唯、神のみであることは言うまでもありません。しかし、戦争の惨禍を被侵略者・被抑圧者・殉教者の側からの、いよいよ増大する証言をとおしてより広くより深く知らされてきた私どもは、当時よりももっと全体的・客観的に事柄を見ることができる立場におかれてい

います。ですから、当時の指導者たちが犯していた過ちについて、むしろ私たちが主の前に告白し、人々に謝罪せざるを得ないのです。それは彼等を鞭打つためではなく、私ども自身が同種の過ちをこれから繰り返さないためなのです。

1931年の『満州事変』、1937年の『日華事変』のあと、政府は1939年の『宗教団体法』に基づき、41年6月、宗教界を統合し国策に協力せしめるべく『日本基督教団』を結成させていました。この教団『統理』富田満牧師は自らも伊勢神宮を参拝したり、朝鮮のキリスト者を平壌神社に参拝させたりしました(1938年)が、このことが朝鮮の多数のキリスト者を殉教に追いやり、戦後も日朝両キリスト者の間にうめがたい深淵(しんえん)を作ってしまったことは否定すべくもありません。朝鮮・台湾ではこの神社参拝問題のために多くの、ミッションスクールは存廃の岐路に立たされたのです。この富田氏は、戦中から引き続き、戦後も、数年間にわたり明治学院の理事長でした。

また、1939年、明治学院学院長に就任した矢野貫城氏は、宮城遙拝、靖国神社参拝、御真影の奉戴等々に大変積極的に取り組みました。同氏も主への罪の告白を公には果たさぬまま、戦後しばらく学院長としてとどまりました。これらのことに関し、明治学院は今日まで主の前にその罪を公に告白し、侵略された国々の人々に謝罪をしたことがなかったのです。

『飛べ日本基督教団号』という掛け声のもとで集められた戦闘機献金、また当時の機関誌『教団時報』で『殉國即殉教』が主張され天皇の国家へのキリスト者の無条件の服従が日本基督教団の名によって勧められたとき、富田氏らもその最高級の責任者だったのです。当時の全体主義的風潮の厳しさ、またその重圧のもとで『主の器』としての教会組織を守らんとした指導者としての苦心、といった点を考慮したとしても、それらが冒頭に述べた悲惨をもたらした日本の国家的犯罪に組み込まれていた事実は否定すべくもありません。こうした状況の下で、侵略戦争に加担させられ、学徒兵として出陣していった多くの当時の学生たちのことを想うと、教師として、学院長として深い悲しみを覚えざるを得ないのです。また、朝鮮・台湾などからの学生たちをも含みつつ多くの若者を戦地に送った当時の教師たちの苦悩の深さに思いを馳せる次第です。これらのことについて、少なくとも、『敗戦』という主の審判が下ったところで学院指導者たちの反省の告白と謝罪がなされるべきだったのではないでしょうか。

しかしながら、戦後においても反省と謝罪が公になされなかつばかりか、こうした侵略戦争で亡くなった日本の戦死者を『英靈』としてまつろうとする『英靈』思想は明治学院からも消え去りはしませんでした。

明治学院の理事者・明治学院の『建学の精神』を保持する主体としての理事会の中の一人である田上穰治氏が、公権力の『英靈』参拝を積極的に推奨してきたのです。それは、戦時に富田氏らが犯していた誤りと全く同種の罪—死者を神としてあがめる『偶像崇拜』という、『聖書』に自己啓示されている私どもの主なる神が最も忌(い)み嫌うその罪——が、明治学院との関係において戦後も引継がれてきていた証左の一つなのです。

このように『戦後責任』問題は、『戦後責任』の告白と直接に連なっており、それらのこととが明確にされないかぎり、今後の明治学院のゆくえは見出しがたいのです。

とはいえる、敗戦 50 周年の今日、明治学院の戦時下の歴史を振り返って、長谷川信氏のような良心的な学生がいたことに私どもは希望の光を見出します。出征せざるを得なかつた長谷川氏の苦悩と、『天皇の國』からの内面的自立の気概とは、イエス・キリストのみに土台を据(す)えた明治学院の今後の歩みへの指針を示唆していると思われます。私は、彼のような生き方を貫こうとして悩んだ学生が少なくなかったのだと信じたいのです。

21 世紀を展望し、建学の精神を再確認しつつ、前進しようとする明治学院は、富田・矢野両氏らのとった『広い路』ではなく、当時学生であった長谷川氏の『狭い路』をこそたどらねばならないであります。今、再び日本が『国際貢献』の美名のもとに海外に軍隊を派遣し始め、『殉國』の思想が現代的装いをもって、じわじわと日本社会のなかに浸透していく中で、私どもはその殉難者が再び『英靈』として崇拜されることに危機を感じざるを得ないです。私どもは先ず自らに最も身近な明治学院の戦争責任を深く自覚し、人々の前にそれを公にし、国々の人々に向かって謝罪することにより。毅然としてこの時代に対処し、『この曲がれる邪惡なる時代にありて神の瑕なき子と』なりて『命の言を保ちて、世の光のごとく此の時代に輝』(ピリピリ書 2 章 15 節)き続ける力を備えられたいと祈らずにはいられません。

この告白を主なる神なし、同時に被害を受けた人々に謝罪することによって、明治学院が、キリスト教に在る眞の平和を創り出していくことに一層努力していくことができますように。

主 1995 年 6 月

日本国敗戦 50 周年にあたって

明治学院学院長 中山弘正

19) 政教分離指令により神社は宗教法人として再出発するようになったが、全国 10 万 6,137 の内、8 万 6,157 社は、1946 年 2 月 3 日設立の包括的宗教法人である神社本庁に加入、他の 1,060 社は、他の教派に属するか、単立(一)の宗教法人として独立した(大江志乃夫『靖国神社』(岩波新書) 37 頁)。

20) 靖国神社社務所発行の『靖国神社の概要』には、「...祀られている神々も、すべて天皇の御心のように、祖国永遠の平和とその栄光を願いつつ、日本民族を守るために掛け替えのない尊い生命を国に捧げられた同胞たちで、これらの方々は、身分・職業・年令・性別等にかかわりなく手厚く祀られています」と記述されているが、これと靈璽簿に「軍における所属、階級、位階、勲等などを記入」していることとは矛盾しないのであろうか?

なお、靖国神社の合祀は、真っ暗闇の夜に人靈を「靈璽簿」に筆書きで移し、更に靖国神社の「御神体」とされる鏡に写し合祀され「神靈」となるとされている。その上で秋の例大祭の初日に「魂をお招きし」、靈璽簿を前に宮司が祝詞(のりと)を上げ、国学院大学吹奏

樂部が「水清く屍（かばね）」を演奏する中、本殿正面の扉を開き、奥の奉安殿に納める。

- 21) 前述したようにこの作業は、1987年に打ち切られたが、1987年4月から90年7月まで旧厚生省は、靖国神社側に旧陸海軍の人事資料や遺族の現住所などの閲覧を認めていた=社民党大脇雅子議員の質問主意書に対する01年8月16日の政府答弁書=2001年8月17日付『東京新聞』)。
- 22) [http://www.yasukuni.or.jp/。](http://www.yasukuni.or.jp/)
- 23) 昭和受難者として靖国神社が合祀している14人

身 分	氏 名	死亡年月日	死亡区分	判決	本籍
陸軍大將 陸相	板垣征四郎	1948(昭23)年12月23日	刑死	絞首刑	東京
陸軍大將 首相	東条 英機	同上	刑死	絞首刑	東京
陸軍大將 航空総監	土肥原賢二	同上	刑死	絞首刑	岡山
陸軍大將・中支 方面軍指令官	松井 石根	同上	刑死	絞首刑	愛知
陸軍大將・ビル マ派遣軍司令官	木村兵太郎	同上	刑死	絞首刑	東京
陸軍中將 軍務局長	武藤 章	同上	刑死	絞首刑	熊本
首相・外相	廣田 弘毅	同上	刑死	絞首刑	東京
陸軍大將 参謀総長	梅津美治郎	1949(昭24)年1月10日	獄死	終身 禁固刑	東京
駐イタリア大使	白鳥 敏夫	1949(昭24)年6月3日	獄死	終身 禁固刑	千葉
外相	東郷 茂徳	1950(昭25)年7月23日	獄死	懲役 20年	鹿児島
陸軍大將 首相	小磯 國昭	1950(昭25)年11月3日	獄死	終身 禁固刑	山形
枢密院相 首相	平沼騏一郎	1957(昭27)年8月22日	獄死	終身 禁固刑	東京
外相	松岡 洋右	1946(昭21)年6月27日	病死	未決	山口

海軍元帥・連合艦隊司令長官	永野 修身	1947（昭22）年1月5日	病死	未決	東京
---------------	-------	----------------	----	----	----

- 24) 戦犯 14 人を合祀した松平永芳（福井藩主松平春嶽の孫）靖国神社宮司（当時）によれば、「『幕末殉難者』とか『維新殉難者』という従来から靖国神社の記録に使っていた言葉にあわせて、『戦犯』とか『法務死亡』という言葉を一切使わないで、『昭和殉難者』とした」とのことである (<http://www.tetsusenkai.net/official/yasukuni/data/matsudaira.html>)。
- 25) 靖国神社による「戦犯」の合祀は、政府が、それを「公務死」と認定した事を根拠としている。すなわち、靖国神社の協力要請で、政府（旧厚生省）から送付された祭神名票に基づき、靖国神社側が、合祀手続きを行ったのである。形式的には、「合祀」の最終決定は靖国神社側であるが、実質的（事実上）は、政府の関与なくしてはありえない（板垣正〈東京裁判で絞首刑となった板垣征四郎の子息で、戦時中は陸軍少尉〉『靖国公式参拝の総括』—展転社）。
- 26) これに関して、合祀に対して昭和天皇の侍従長であった徳川義寛氏は、「靖国神社は元来、国を安らかにするつもりで奮闘して亡くなった人を祀るはずなのであって、国を危うきに至らしめたとされる人も合祀するのでは異論もでるでしょう。筑波（松平永芳靖国神社宮司の前の宮司）さんのように慎重を期して、そのままにしておけばよかったです」と語っている（徳川義寛『侍従長の遺言』—朝日新聞社）。
- 27) B・C 級戦犯は、東京裁判に先がけて太平洋戦争中に日本が占領した各地域で、関係国ごとに開かれた。軍事裁判が行われたのは、マニラ、シンガポール、ラバウル、モロタイ、バタビア、メナド、グアム、サイゴン、北京、上海、香港、横浜などの計 50 カ所で、その期間は、1945（昭和 20）年 10 月から 1951（昭和 26）年 4 月まで、被告は 5,700 人（日本人 5,379 人、台湾人 173 人、朝鮮人 148 人）にのぼった。
- まず、1945 年 10 月 29 日にマニラ軍事法廷で、山下奉文（もとゆき）元大将の裁判が始まり、山下被告は、フィリピンにおける日本の残虐行為とマニラ市民への残虐、米軍捕虜への虐待など 123 項目にわたる罪状を追求され、12 月 7 日に絞首刑の判決が出され、翌 1946 年 2 月 23 日に処刑された。また 1945（昭和 20）年 12 月 17 日には、横浜地裁で B・C 戦犯裁判が開かれた。
- なお、被告とされた 5,700 人中、死刑が執行されたのも 920 人（死刑判決は 984 人 = 50 人減刑、他は病死、自決等）、無期禁固刑のもの 475 人、有期禁錮刑のもの 2,944 人、無罪 1,018 人等であった（有罪者の 36%，死刑判決の 30% は憲兵）。
- B・C 戦犯の裁判は、A 級戦犯と異なり弁護人が欠け、通訳の問題という基本的問題を抱えていたほか、平均公判期わずか 2 日、判決即処刑、時には人定の誤認まであったといわれ、多くの問題を残した。
- 28) 兵庫県尼崎市の 84 歳の遺族は、2001 年 8 月 6 日付『朝日新聞』「大阪本社版」〈声欄〉に

「合祀を許せず遺族会を脱会」と題して、以下のような意見を寄せている。

「参院選に大勝した小泉首相は、向かうところ敵なしの様相です。しかし、日の丸を打ち振る群衆や巨大な顔写真など見ていると、物言えば非国民のレッテルを張られた暗い戦前を思い出します。さらに、15日の靖国神社参拝発言を繰り返して隣国の抗議に平然としているような首相の姿勢に、不安がいっぱいです。

私の夫も赤紙1枚で中国大陸へ駆り出されて戦死し、自動的に靖国神社にまつられましたが、A級戦犯も合祀されたと聞いた時、私は一緒にまつられたくない思いで日本遺族会を脱会しました。あえて言えば、私たちの親、夫、子は、針路を誤った指導者の犠牲となり、しかも、近隣諸国への加害者になってしまっているのです。

大多数の戦没者は、道を誤った指導者のために南の海に消え、島で餓死したといいます。私は、戦争を指導した人たちと同じ場所に夫の名前を連ねたくない。夫の靈は、故郷の山河と遺族に囲まれて安らかに眠るのが一番なのです」。

29) 靖国神社の先の大戦の歴史認識は、「日本の独立を守り平和な国としてまわりのアジアの国々と共に栄えていくには戦わなければならなかったのです」ということである(靖国神社HP; <http://www.yasukuni.or.jp/>)。

30) 靖国神社に参拝した歴代首相

首相名	参拝回数（4月は春季例大祭・10月は秋季例大祭）
東久邇稔彦	1945（昭和20）年に1回 (8月18日)
幣原喜重郎	1945（昭和20）年に2回 (10月23日・11月20日)
吉田 茂	1951（昭和26）年から1954（昭和29）年にかけて5回 (1951年10月18日・1952年10月17日・1953年4月23日・同年10月24日・1954年4月24日)
岸 信介	1957（昭和32）年から1958（昭和33）年にかけて2回 (1957年4月24日・1958年10月21日)
池田 勇人	1960（昭和35）年から1963（昭和38）年にかけて5回 (1960年10月10日・1961年6月18日・同年11月15日・1962年11月4日・1963年9月22日)
佐藤 栄作	1965（昭和40）年から1972（昭和47）年にかけて11回 (1965年4月21日・1966年4月21日・1967年4月22日・1968年4月23日・1969年4月22日・同年10月18日・1970年4月22日・同年10月17日・1971年4月22日・同年10月19日・1972年4月22日)

田中 角栄	1972（昭和47）年から1974（昭和49）年にかけて5回 (1972年7月8日・1973年4月23日・同年10月18日・1974年4月23日・同年10月19日)
三木 武夫	1975（昭和50）年から1976（昭和51）年にかけて3回 (1975年4月22日・同年8月15日・1976年10月18日)
福田 起夫	1977（昭和52）年から1978（昭和53）年にかけて4回 (1977年4月21日・1978年4月21日・同年8月15日・同年10月18日)
大平 正芳	1979（昭和54）年から1980（昭和55）年にかけて3回 (1979年4月21日・同年10月18日・1980年4月21日)
鈴木 善幸	1980（昭和55）年から1982（昭和57）年にかけて9回 (1980年8月15日・同年10月18日・同年11月21日・1981年4月21日・同年8月15日・同年10月18日・同年10月17日・1982年4月21日・同年8月15日・同年10月18日)
中曾根康弘	1983（昭和58）年から1985（昭和60）年にかけて10回 (1983年4月21日・同年8月15日・同年10月18日・1984年1月5日・同年4月21日・同年8月15日・同年10月18日・1985年1月21日・同年4月22日・同年8月15日)
橋本竜太郎	1996（平成8）年に1回 (1996年7月29日)
小泉純一郎	2001（平成13）年に1回 (2001年8月13日)

（2000年8月7日付『産経新聞』及び鉄扇会HP〈<http://www.tetsusenkai.net/>〉より作成）

なお、戦後歴代首相(27人一小泉首相を含む)による靖国神社参拝は14人、延べ62回(参拝しなかった首相13人)であり、8月15日の参拝は、以下のように、これまでに三木武夫、福田赳夫、鈴木善幸、中曾根康弘の4人の元首相が計8回行っている。

1975（昭和50）年	=====	三木 武夫
1978（昭和53）年	=====	福田 起夫
1980（昭和55）年	=====	鈴木 善幸
1981（昭和56）年	=====	//
1982（昭和56）年	=====	//
1983（昭和57）年	=====	中曾根康弘
1984（昭和58）年	=====	//

1985（昭和59）年=====中曾根康弘

三木首相は社会、共産、公明3野党から「首相の立場と一体だ」と激しく批判され、参拝の前日に、「1.（防弾ガラスの）公用車不使用（私費でハイヤーを用意）、2. 玉ぐし料を公費支出しない（私費〈ポケットマネー〉で支出）、3. 記帳には肩書きを付けない（内閣総理大臣三木武夫」ではなく、肩書きなしで単に「三木武夫」と記す）、4. 公職者を随行させない」との条件（「私的参拝4条件」）をつけて「個人（私人）としての参拝（私的参拝）」に改めた。

福田赳氏、鈴木善幸両首相は「公私の別」を曖昧にしたが、中曾根首相は初の「公式参拝」とした。

ところで、戦後歴代首相で参拝しなかった首相は、以下のとおりである。

片山 哲／芦田 均／鳩山一郎／石橋湛山／竹下 登／宇野宗佑／海部俊樹／宮沢喜一／細川護熙／羽田 孜／村山富一／小渕恵三／森 喜朗の13人

このうち宮沢首相は、根強い自民党内の慎重論を押し切って、日中国交正常化20周年にあたって初の天皇・皇后の訪中を決断するが、それを実現させるため、92年7月、中国側に配慮して8月15日に靖国神社を公式参拝しないことを表明する。

だが、（関係者によると）宮沢首相は天皇が訪中（92年10月23日～28日、23日北京の人々大会堂での晩餐会で天皇が「我が國が中国国民に対し多大の苦難を与えた。これは私の深く悲しみとするところ」と述べる）した直後の11月、日程は事前に一切発表せず、「私的参拝」を貫くために公用車も使わず、費用はすべて私費でまかなったという形で、靖国参拝を行ったといわれている。それには、自民党が同年7月26日の参院選（自民党復調・社会不振）の公約に「公式参拝」を掲げていたことから、（自民党の大票田である）日本遺族会から公約の履行を強く迫られたという事情があった。このため、宮沢首相は同年8月9日、天皇訪中のために「静かな環境」つくりのための訪中反対勢力に対する緩衝策の意味もあり、「適当な時期に私的な立場で、英靈に対し追悼の意を表す考えに変わりはない」と私的参拝に含みを持たせて遺族会に理解を求めるところとなるが、参拝はこの約束の履行であった（2001年8月9日付『朝日新聞』—「2001夏 靖国」—なお、この参拝は公式に確認されていないので、靖国神社に参拝しなかった総理の1人に宮沢首相が一般には加えられている）。

さて、2000（平成12）年8月15日には、第2次森内閣閣僚の保岡興治法相、大島理森文相、平沼赳氏通産相、森田一運輸相、平林鴻三郵政相、虎島和夫防衛庁長官、相沢英之金融再生委員長、谷洋一農相、津島雄二厚相の9人が参拝したが、森総理はこれを見送った。さらに「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」（村上正邦会長代行）は15日午前、衆院53人、参院25人の計78人で参拝した。1998（平成10）年8月15日には、小渕内閣の閣僚の宮下創平厚相、中川昭一農相、川崎二郎運輸相、野田聖子郵政相、甘利明労相、真鍋賢二

環境庁長官、柳沢伯夫金融問題担当相の7人が参拝（関谷勝嗣建設相が終戦記念日前に参拝）、また太田誠一総務庁長官が「公人」の立場で参拝したことを明言（3閣僚が「私人」とし、4閣僚は「公人」「私人」の別を明確にしなかった）したが、小渕首相は参拝を見送った。

- 31) 靖国懇報告書【85年8月、閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会報告書】（中曾根内閣）の要旨は以下のとおり。

「津地鎮祭事件に関する最高裁判決によると、憲法20条3項の「宗教的活動」に関して、禁止されない國及びその機関による宗教的活動または宗教上の行為が存在しうることは明らかな」「祖国や父母、妻子、同胞等を守るために一命を捧げた戦没者の追悼を行うことは、祖国や世界の平和を祈念し、また、肉親を失った遺族を慰めることでもあり、宗教・宗派、國家の別などを超えた人間的な情感である。このような追悼を、国民の要望に即し、國及びその機関が國民を代表する立場で行うことも、当然であり」「一般に戦没者に対する追悼それ自体は、必ずしも宗教的意義を持つものとは言えないであろうし、例えば、國家、社会のために功績のあった者について、その者の遺族、関係者が行う特定の宗教上の方式による葬儀・法要等に、内閣総理大臣等閣僚が公的な資格において参列しても、社会通念上別段問題とされていない」「公式参拝する場合には、社会通念に照らし、追悼の行為としてふさわしいものであって、宗教との過度の癒着をもたらして政教分離原則に抵触することがないと認められる適切な方式を考慮すべきだ」「A級戦犯とされた人々が合祀されていることなどには問題が残る」「政府は、以上の懇談会の意見を検討の上、閣僚の靖国神社公式参拝について適切な措置を取られたい」。

- 32) 松平永芳靖国神社宮司は、このときの様子を、以下のようにしたためている。

「私は前日、藤波氏に条件として、記帳したあと、拝殿から中の、いわゆる神社の聖域にはボディーガードなんか連れて行かないでくれ、と申しておけばよかったですと後悔しました。まさかそんなことをするはずがないと思っていました。うちの神様方というのはみんな『手足四散』して戦場でなくなつた方が大部分です。そこへ参拝するのに自分の身の安全をはかるため、4人もぴったりとガードをつけるなんていうのは、無礼・非礼の『きわみ』というほかありません。」(<http://www.tetsusenkai.net/official/yasukuni/data/matsudaira.html>)。

- 33) お祓いは、神に祈って罪・けがれ、災禍などを除き去ること。また、そのための儀式や、その祈りの言葉で（大辞林）、火とか塩とか水で清めることと一緒に神社の行う日本古来の一つの伝統習俗である。「お祓い」もしないという（政府の憲法に抵触しないとの配慮からでた）中曾根方式に対して靖国神社側は、「『お祓い』も受けないということになったら、神社参拝の本質が崩れてしまうことになる」「単に靖国神社だけの問題ではない」ことから、靖国神社側が、目立たないように「陰祓い」（幕をコの字型に張り、記帳台を置き、神社としては総理の記帳時、外から見えないようにしてお祓い）をしたのである（中曾根側はあく

まで「お祓い」を受けなかったというになる) = (松平永芳靖国神社宮司 <http://www.tetsusenkai.net/official/yasukuni/data/matsudaira.html>)。

- 34) 分祀に関して靖国神社は、「いったん合祀すれば魂は一体となる。分祀などという魂を切り離す概念はありえない」との見解をとっている。なお、中曾根内閣時代に、A級戦犯で絞首刑となった板垣征四郎の遺族から、刑死7遺族の自発的な合祀取り下げの動きがあったが、このとき東条元首相の次男輝男氏（元三菱自動車社長）は、「東条の方から願い出ることはない」と答えている（〈東条英機の孫 [長男英隆・幸子夫妻の長女]〉 東条由布子一「首相の参拝、祖父の思い心中複雑」—2001年8月7日付『朝日新聞』）。
- 35) 小泉首相の靖国神社参拝に関して多くの識者が批判したが、以下はその一例である。

1. ノンフィクション作家澤久枝「身近な『人間の物語』を忘れまい」

「(前略)戦後の日本は、もう戦争はしないと宣言し、少なくとも公的な戦死者はゼロです。戦争がどういう生活をもたらしたのか、それを学ぶ象徴的な日として、8月15日があります。それは夏の真っ盛りに、20世紀の日本の歴史をどう受け止めて引き継ぐのか、静かな心で死者を追体験することです。小泉首相が仰々しく靖国神社を参拝することはありません。戦争で、銃後も含め何百万人という日本人が死にましたが、その向こう側には、日本人によって命を失った他国の人たちが、それより一けた大きいくらいの数でいます。戦争というのは相互的な関係ですから、自分が属している側の鎮魂では済みません。とくにアジアは、日本が米英などを相手に戦争したことによって戦禍に巻き込まれ、犠牲になっています。小泉首相には、日本人のことだけ考えてはいけない、と思ってほしいですね。向こう側にいた人の死を悼む気持ちを持つこと。もし、それが自然な感情でないならば、努力してでも持たなければならない気持ちであって、政治家としても必要なことだと思います。

大日本帝国憲法では、統治者は天皇であり、民として忠義であることの精華は、戦争で死んで靖国神社にまつられることでした。でも、神道は天皇家の宗教です。カトリックも無宗教の人も、護国の神にしてしまうには無理があります。靖国神社に行けば我が子に会える、と思う年老いた親がいることは否定しませんが、新憲法に変わった節目の一つは、靖国神社だろうと私は思います。憲法で政教分離を規定しているのですから、一国の首相は公務員として憲法を守る義務があります。中国や韓国の反発にもかかわらず参拝を強行すれば、死者への冒瀆につながりかねません。いまの政治的な必要に合わせた政治利用かもしれないでしょう。死者には安らかな眠りが一番いいんです。(後略)」(2001年8月7日付『朝日新聞』)。

2. 大田実海軍中将の長男大田英雄「“英靈”への献花より平和の誓い」

「(前略)小泉さんの靖国参拝は首相として疑問だ。為政者の過ちで大勢の人々を死なせておいて、慰霊だけはするという話ではないと考えるからだ。内外にあれほど惨禍を与えた戦争への反省も感じられない。首相は、国に命をささげた英靈に哀悼の誠を尽くすこと

のどこが悪いのかと言う。しかし、日本の軍国主義や戦争に反対して殺されたり、獄中死したりした人たちも、反対することで国家・国民に尽くそうと考えたに違いない。命も落とした。

英靈とは何か。(中略) 合祀された英靈はそもそも「皇運挽回」のため命を投げ出した人々であった。私はこうした靖国思想自体が今日そぐわないと思う。(後略)」(2001年8月7日付『朝日新聞』)。

3. 2001年7月5日付『朝日新聞』一「社説」

「戦前、神道には事実上、国教の地位が与えられた。信仰の強要や他の宗教の弾圧が繰り返され、市民生活は息苦しさを増して、国もろとも坂道を転げ落ちていった。いまの憲法が信教の自由を保障するだけでなく、国家といかなる宗教との結び付きも認めない規定を設けたのは、過去への深い反省があったからにほかならない。(中略)

国は靖国神社という一宗教法人を特別扱いし、他の宗教団体に比べて優越的な地位を与えていた。やはり靖国は別格だ。こうした印象が広がるのは容易に想像できる。他の閣僚や首長、議員、さらには天皇に参拝を求める圧力も強まるだろう」。

36) 中国の周恩来首相(当時)は、「あの戦争の責任は日本の一握りの軍国主義者にあり、一般の善良なる日本人民は、中国人民と同様、一握りの軍国主義者の策謀した戦争に駆り出された犠牲者であるのだから、その日本人民に対してさらに莫大な賠償金支払いの負担を強いようなどことはすべきでない。すべからく日中両国人民に軍国主義の犠牲にされた過去を忘れず、それを今後の教訓とすべきである」という論法で中国人民を納得させたという。

いうまでもなく、「一握りの軍国主義者」とは、極東国際軍事裁判所(いわゆる「東京裁判」)でA級戦犯という烙印を押された人たちである。

そのA級戦犯を祭る靖国神社に日本の首相が参拝するのである。中国側の反発は当然であり、賠償放棄を納得した中国人民の感情を逆なでするものであるといわねばならない(中江要介元駐中国大使「中国はなぜ靖国神社にこだわるのか」—2001年6月27日付『東京新聞』夕刊)。